

自己資本比率規制に関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、同年 12 月 6 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、同年 12 月 24 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、同年 9 月 24 日修正、平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、同年 12 月 17 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正、平成 24 年 6 月 6 日公表、同年 8 月 7 日追加、同年 12 月 12 日追加・修正、平成 25 年 3 月 28 日追加・修正、同年 9 月 20 日追加・修正、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 27 年 3 月 31 日追加・修正、平成 28 年 3 月 11 日追加・修正、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 28 年 8 月 31 日追加、平成 30 年 3 月 23 日追加・修正、平成 31 年 2 月 18 日追加、同年 3 月 15 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【総論、自己資本比率計算】

【第 2 章～第 5 章（国際統一基準及び国内基準）関係】

<保有している TLAC の計測方法について>

【関連条項】第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q1 自己資本比率の計測にあたり、保有しているエクスポージャーが「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当するか否かをどのように確認すればよいでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

自らが保有するエクスポージャーにつき、その他外部 TLAC 関連調達手段（①発行体におけるその他外部 TLAC 調達手段（これに相当するものを含む）、②発行体に係る①と同順位の債務、③特例外部 TLAC 調達手段）か否かを判断するためには、各発行体の破綻処理戦略（SPE/MPE）、保有している債券が TLAC 適格債として発行されているか否か（発行体に対して貸付けを行っている場合には、当該貸付けが TLAC 適格ローンとして行われているか否か）、TLAC 適格要件としての劣後性の内容、当該法域における倒産処理における TLAC 債の債権者順位等を各金融機関において確認する必要があります。

自己資本比率の計測にあたっては、計測基準日において存在する、発行体による最新の開示資料を基に、その他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断を行うこととなります。

具体的には、バーゼル銀行監督委員会が2017年3月29日に公表した「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のテンプレートに従った開示がなされている場合、「CCA」（発行済みの規制資本調達手段・外部 TLAC 調達手段の契約の概要）、「TLAC1」（TLAC の構成）、「TLAC3」（債権者順位）等を参照することが想定されます。

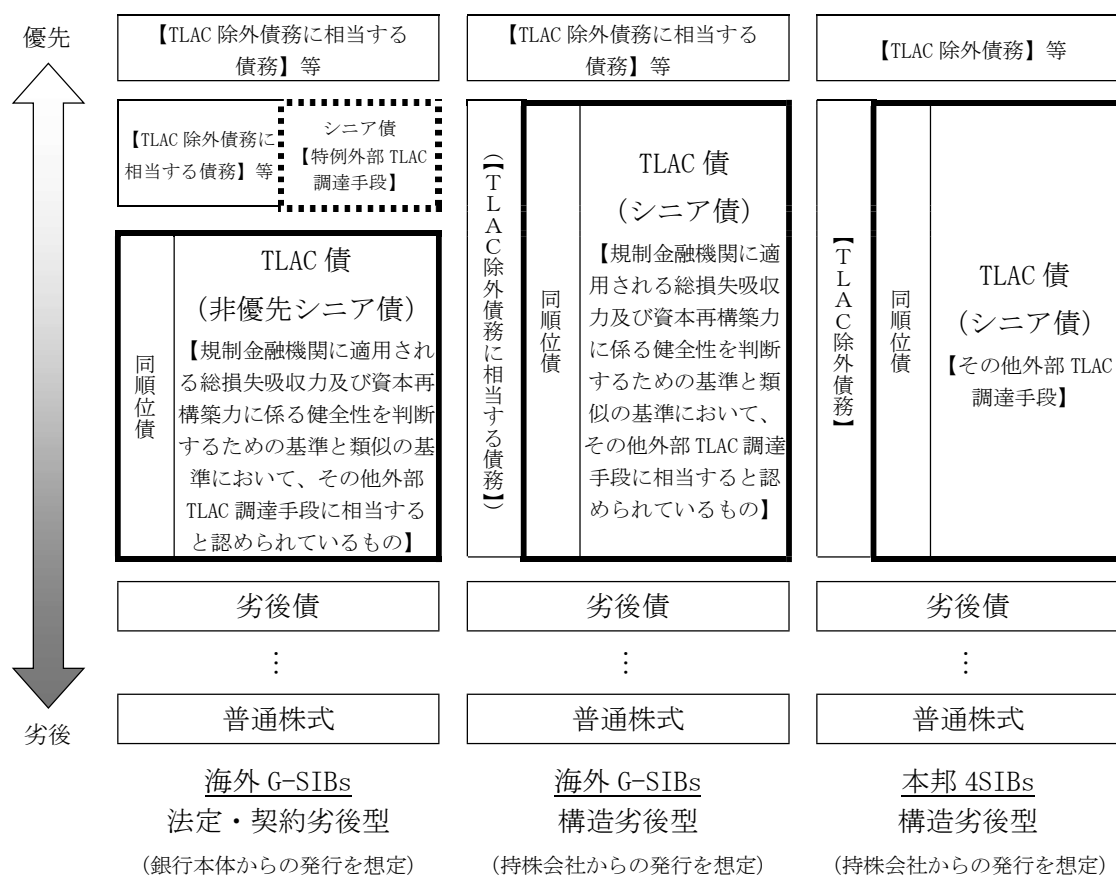
ただし、自らが直接保有している又は間接保有していてもルックスルー可能な債券等につき、発行体の TLAC 適格となることを企図して発行されたことが契約書・附属書面等で確認できるものについては、計測基準日における発行体による開示資料が存在しない場合であってもその他外部 TLAC 関連調達手段として認識する必要があると考えられます（例えば、平成31年3月31日の規制適用開始時点では、本邦の TLAC 規制対象会社は TLAC に関する法定開示を行っていないことが予想されるものの、これら TLAC 規制対象会社がその他外部 TLAC 調達手段となることを企図して発行している債券等については、保有銀行においては社債要項・目論見書等の記載を踏まえ、その他外部 TLAC 調達手段として認識する必要があると考えられます。）。

また、契約書・附属書面等や最新の開示資料によってもその他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断ができない場合には、入手可能な資料に基づき適切に該当性を判断することとなりますが、その際、第三者（実績のある格付機関や外部情報ベンダー等）の公表情報を用いることも許容されると考えられます。

なお、破綻処理対象法人がグループ内から借入れを行っている場合、当該エクスポージャーは貸付先における「その他外部 TLAC 関連調達手段」には該当しないと考えられます。

「その他外部 TLAC 関連調達手段」のイメージについては以下の図をご参照ください。

<各金融機関が発行する「その他外部 TLAC 関連調達手段」に係る債権者順位のイメージ>



※ 上記はあくまで簡便的に図式化したものに過ぎず、法域や個別の金融機関によって詳細は異なることには十分留意してください。

※ 太線で囲んだ部分が「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当し得ます。

※ 太点線で囲んだ部分は、該当するものが存在しない法域における金融機関については勘案しません。

<海外金融機関が発行した損失吸収規制対応債券等について>

【関連条項】第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q2 海外の金融機関が各国の損失吸収力規制対応のために発行する債券は、全て「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含まれるのでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

第 1 条第 86 号の「その他外部 TLAC 調達手段及びこれに相当するもの」とは、本邦の TLAC 規制対象会社が発行するその他外部 TLAC 調達手段に加え、海外 G-SIBs の破綻処理対象法人 (resolution entity 又はそれに準ずる主体) が発行する TLAC 規制対応債が想定され、G-SIBs ではない海外金融機関が発行する損失吸収債券(いわゆる欧州の MREL 規制対応債等)は含まれません。

海外金融機関については、G-SIBs か否かの判定は金融安定理事会 (FSB) が公表する内容

に従うものとしませんが、当該金融機関に対して当該法域における TLAC 規制（本 Q&A においては外部 TLAC の最低所要水準を指します。）の適用が開始されるまでの間はその TLAC 規制対応債を「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含める必要はなく、その後に来る自己資本比率の計測時点から「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含めることとなります。また、FSB がある海外金融機関につき G-SIBs の指定を解除したことを公表した場合、それ以降、当該金融機関が発行する債券等は「その他外部 TLAC 関連調達手段」から除外することとなります。

海外金融機関に対する TLAC 規制の適用時期等は、FSB の TLAC タームシートを踏まえると下表のようになると考えられますが、実際に各金融機関に対して当該法域における TLAC 規制が適用されているか否かは、計測基準日における個々の金融機関の開示資料や、関連当局が発表している情報等を用いて確認することが必要です。

<参考：海外金融機関に対する TLAC 規制の適用時期等>

金融安定理事会（FSB）が 2015 年 11 月 9 日に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（以下「TLAC 合意文書」）§2・21 に従い、仮想の金融機関 A~L につき TLAC 規制の適用有無等の場合分けしたものを。

各年において FSB が公表する G-SIBs リスト（毎年 11 月公表。以下「G-SIBs リスト」）に各金融機関が記載されている場合、該当する欄を網掛けしている。

○：適用あり（外部 TLAC の最低所要水準は RWA16%又は LRE6%のいずれか高い方）

◎：適用あり（外部 TLAC の最低所要水準は RWA18%又は LRE6.75%のいずれか高い方）

	2015	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	…
A					○ ¹	○	○	◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	…
B								◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	…
C								◎ ²	◎	◎	◎	◎	◎	◎	…
D								◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	…
E									◎ ²	◎	◎	◎	◎	◎	…
F										◎ ²	◎	◎	◎	◎	…
G					○ ¹	○ ³					◎ ²	◎	◎	◎	…
H								◎ ^{1,3}				◎ ²	◎	◎	…
I									◎ ²	◎ ³				◎ ²	…
J ⁴											○ ¹	○	○	◎ ¹	…
K ⁴														◎ ¹	…
L ⁴														◎ ²	…

(注 1) 1 月 1 日から適用

(注 2) G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内に適用

(注 3) 当該年の G-SIBs リストが公表されるまで適用

(注 4) 新興国市場の金融機関

(1) 新興国市場以外の金融機関 (A~I)

- ①2015 年以降毎年、G-SIBs リストに記載がある場合
2019 年 1 月 1 日に適用開始 (A・G)
- ②2016 年～2018 年のいずれかの年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合
2022 年 1 月 1 日に適用開始 (B・D・H)
- ③2019 年以降の任意の年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合
G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内に適用開始 (C・E~I)
- ④TLAC 規制が適用されていた金融機関がある年の G-SIBs リストから外れた場合
TLAC 規制は適用されなくなる。それ以降に再度 G-SIBs リストに記載された場合は②③に従う (D~I)。

(2) 新興国市場の金融機関 (J~L)

- ①2015 年以降毎年、G-SIBs リストに記載がある場合
2025 年 1 月 1 日に適用開始 (J)
(※) 本 Q&A 公表日時点においては Bank of China (中国銀行)、Industrial and Commercial Bank of China Limited (中国工商銀行)、Agricultural Bank of China (中国農業銀行)、China Construction Bank (中国建設銀行) の 4 行が該当。
- ②2016 年以降の任意の年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合
G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内 (当該日が 2028 年 1 月 1 日以前となる場合には 2028 年 1 月 1 日) に適用開始 (K・L)
(※) 今後、FSB の決定により上記の「2025 年」「2028 年」は前倒しになる可能性あり。
- ③TLAC 規制が適用されていた金融機関がある年の G-SIBs リストから外れた場合
TLAC 規制は適用されなくなる。それ以降に再度 G-SIBs リストに記載された場合は②に従う。

<TLAC 債の同順位債について>

【関連条項】第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q3 その他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するものを発行している金融機関に対するエクスポージャーを保有している場合、当該エクスポージャーがその他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するものと法的又は経済的に同順位か否かはそのように判断すればよいでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

発行体において、その他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するもの (以下本項において「TLAC 適格債」といいます。) ではないものの、これと法的又は経済的に同順位の債務としては、以下の類型が考えられます。

- ① 残存期間が 1 年未満となったこと等により、TLAC 適格債に該当しなくなった債務

② 発行体が発行する TLAC 適格債が「契約上の劣後」又は「法定劣後」により TLAC 適格債の適格要件たる劣後要件を満たしていると考えられる場合において、発行体の倒産時の順位が TLAC 適格債と同順位となることが想定される債務（ただし、TLAC 告示に規定する除外債務及びこれに相当するものを除く。）

③ 発行体が発行する TLAC 適格債が「構造上の劣後」により TLAC 適格債の適格要件たる劣後要件を満たしている場合において、発行体の破綻時に TLAC 適格債よりも優先的に弁済を受けることが想定されない債務（ただし、TLAC 告示に規定する除外債務及びこれに相当するものを除く。）

ここでいう「TLAC 適格債よりも優先的に弁済を受ける」とは、発行体の法的倒産手続において優先的弁済を受けることに加え、TLAC 適格債につき元本削減等が行われる前に弁済を受ける（又はそれと同等の効果を享受できる）ことを含みます。例えば、有効な破綻時の相殺予約等により、債権者が TLAC 適格債の債権者に先立って弁済を受けられることが確実と考えられる債務については、同順位債には該当しないと考えられます（単純な期限の利益喪失条項や、相殺が禁止されていないことだけでは、破綻時に確実に弁済を受けられるとは限らないことに注意が必要です。）。

また、かかる場合において、短期資金取引に基づく債務等については、通常、TLAC 適格債の発行体の子会社である銀行等が負うことが想定されるため、これに該当しないと考えられます。

※ 契約上の劣後 (contractual subordination) : 契約上、除外債務よりも劣後しているもの。

法定劣後 (statutory subordination) : 法令により、除外債務よりも劣後することが定められているもの。

構造上の劣後 (structural subordination) については TLAC 告示 Q&A 第 4 条-Q1 をご参照ください。

<経過措置も踏まえた TLAC 債等を保有した場合の取扱いの整理>

【関連条項】 第 1 条第 85 号～88 号、第 7 条第 2 項第 5 号、第 8 条第 7 項第 4 号、第 19 条第 2 項第 5 号、第 20 条第 4 項第 4 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、第 178 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、附則第 2 条、附則第 3 条

第 1 条第 86 号-Q4 その他外部 TLAC 関連調達手段につき、経過措置も含め、発行体や商品の種類毎の取扱いの差異はどのようになりますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

別紙 1・2 をご参照ください。

<5%基準額を超えないその他外部 TLAC 関連調達手段>

【関連条項】 第 76 条の 4 の 2 第 3 項、第 178 条の 4 の 2 第 3 項

第1条第86号-Q5 複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有しており、そのリスク・ウェイトがそれぞれ異なる場合、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・アセットの額を算出すべき部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額はどのように算出しますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段については、国際統一基準行においては Tier2 控除相当となる部分、国内基準行においてはその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を超えるために 150% のリスク・ウェイトが適用される部分（以下「5% 閾値超過分」）を除き、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを算出することが必要です。

ここで、リスク・ウェイトが異なる複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合にあっては、5% 閾値超過分及び経過措置の適用対象となる部分を除き、保有量に応じて按分して信用リスク・アセットの額を計算することになります。

具体的な計算例については別紙3をご参照ください。

<特例外部 TLAC 調達手段>

【関連条項】第1条第88号、第7条第2項第5号、第19条第2項第5号、第76条の4の2第1項、第178条の4の2第1項等

第1条第88号-Q1 特例外部 TLAC 調達手段とはどのようなものですか。また、特例外部 TLAC 調達手段を保有した場合のリスク・ウェイト等の計算方法を教えてください。（平成31年3月15日追加）

(A)

特例外部 TLAC 調達手段とは、TLAC 合意文書 § 11 の最後から 3 番目及び 2 番目の段落に記載されている、例外的に所定の劣後要件がなくとも外部 TLAC への算入が認められる債務を指します。すなわち、本邦以外のある法域において、

- ① ある法域において、「全ての TLAC 除外債務につき、破綻処理（バイルイン）に用いられるツールの範囲から法的に除外される結果、破綻処理（バイルイン）の際に元本削減又は資本転換ができないこと」を前提に、TLAC 除外債務と債権者順位が同順位であり、破綻処理（バイルイン）に用いられるツールに含まれる債務であって、劣後要件以外の外部 TLAC の適格基準を満たす債務を外部 TLAC に算入することを当局が認めている場合又は、
- ② 一定の条件の下で、破綻処理当局が TLAC 除外債務を破綻処理（バイルイン）の対象から除外することが認められる場合において、当該法域における発行体の、TLAC 除外債務と同順位であって劣後要件以外の外部 TLAC の適格基準を満たす債務を外部 TLAC に算入することを当局が認めている場合

には、①の場合は原則として全額、②の場合は外部 TLAC の最低所要水準がリスク・アセッ

ト対比 16%のときはリスク・アセットの 2.5%相当額、最低所要水準がリスク・アセット対比 18%のときはリスク・アセットの 3.5%相当額をそれぞれ上限として、当該発行体の外部 TLAC への算入が認められます。

各発行体における当該例外規定の適用の有無、及び、適用がある場合における特例外部 TLAC 調達手段の外部 TLAC への算入可能割合は、当該発行体により開示されることが想定されます。具体的には、バーゼル銀行監督委員会が 2017 年 3 月 29 日に公表した「開示要件（第 3 の柱）の統合及び強化—第 2 フェーズ」と題する文書のテンプレートに従った開示がなされている場合、「KM2」（TLAC に係る主要な指標）の項番 6a~6c に従い、上記①の例外規定の適用がある場合は項番 6a の欄に、上記②の例外規定の適用がある場合は項番 6b の欄にその旨の記載がなされたうえ、外部 TLAC への算入可能割合が項番 6c の欄に記載されることとなります。

本邦の金融機関が特例外部 TLAC 調達手段を保有する場合、自己資本比率の計測にあたっては、計測基準日において存在する最新の開示資料等を基に上記算入可能割合を確認したうえで、保有額に上記算入可能割合を乗じて得られた計数を TLAC 保有規制対象額（5%閾値超過分の判定にあたって用いる額）として計算することが必要です。

具体的な計算例については別紙 3 をご参照ください。

<連結における重要性の原則>

【関連条項】第 3 条、第 26 条

第 3 条-Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A)

金融子会社（「保険会社等」を除く）のうち、連結財務諸表規則第 5 条第 1 項各号に該当しないものについては、同条第 2 項（重要性の原則）を適用せず、連結の範囲に含めます。

<発行者と密接な関係を有する者>

【関連条項】第 5 条第 3 項第 12 号、第 6 条第 4 項第 3 号、第 7 条第 5 項第 3 号、第 17 条第 3 項第 12 号、第 18 条第 4 項第 3 号、第 19 条第 5 項第 3 号、第 28 条第 3 項第 12 号、同条第 4 項第 3 号、第 40 条第 3 項第 12 号、同条第 4 項第 3 号

第 5 条-Q5 「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等（発行者を除く。）及び関連法人等が含まれます。

第 6 条-Q1 削除（平成 31 年 3 月 15 日）

<発行後5年を経過する日前の償還事由>

【関連条項】第6条第4項第5号、第7条第5項第5号、第18条第4項第5号、第19条第5項第5号、第28条第4項第5号、第40条第4項第5号

第6条-Q2 「発行の目的に照らして償還（等）を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。（平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正）

(A)

税務上の事由や規制上の事由（規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等）のほか、上場会社である発行者が上場廃止となること等の事由により、償還（等）することがやむを得ないと認められる場合を指します。なお、こうした場合であっても、償還（等）を行うためには各条各項第5号に定める償還（等）に関する要件を全て満たす必要があります。

<SPC発行証券に係る劣後保証又はサポート契約等の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第3号、第7条第5項第3号、第18条第4項第3号、第19条第5項第3号

第6条-Q3 要件の一つとして「他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと」とありますが、特別目的会社（SPC）等を通じて発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等について、一定の場合にその親法人等である銀行が保証する行為（劣後保証）や金銭拠出を行う行為（サポート契約）はこれに抵触しますか。（平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正）

(A)

SPCが発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等につき、その親法人等が発行する同順位の資本調達手段の配当若しくは利払い又は元本の弁済等に優先して行われることを保証等するものでない場合には、こうした劣後保証やサポート契約を付すことは上記要件に抵触するものではないと考えられます。ただし、当該要件に抵触するか否かの判断は個別の契約内容に拠ることから、個別の案件毎に実態に即した判断を行う必要があります。

<発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額>

【関連条項】第6条第4項第9号、第7条第5項第7号、第18条第4項第9号、第19条第5項第7号、第28条第4項第9号、第40条第4項第9号

第6条-Q7 「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」とありますが、LIBORやTIBORを参照することは可能

ですか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

可能です。

<ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 4 号、第 7 条第 5 項第 4 号、第 18 条第 4 項第 4 号、第 19 条第 5 項第 4 号、第 28 条第 4 項第 4 号、第 40 条第 4 項第 4 号

第 6 条-Q8 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約に該当する具体的な事例を教えてください。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該銀行がその支払利息に関して当該資本調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該銀行の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該銀行の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

<元本の削減等がなければ発行者が存続できないと認められる場合>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 5 項第 10 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 5 項第 10 号

第 6 条-Q9 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）とは、銀行又は銀行持株会社に関して具体的にどのような場合を指すのでしょうか。(平成 24 年 12 月 12 日追加、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

バーゼル合意において、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段について実質破綻認定時に元本の削減又は普通株式への転換がなされること（以下「実質破綻時損失吸収条項」）が求められる趣旨は、破綻に瀕した金融機関について、本来損失を負担すべき

である当該金融機関のこれらの資本調達手段が公的資金によって保護されることを防ぐという点にあると考えられます。したがって、本邦において実質破綻認定時がどのような場合を指すのかについては、かかるバーゼル合意の趣旨を踏まえ、その時々において有効な法令の下での破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みに照らして判断されることとなります。

この点、本邦の現行法令を前提とすると、預金保険法においては、このような破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みとして、(i)同法に規定する金融機関のうち破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対するペイオフコストを超える資金援助（同法第102条第1項第2号。以下「第二号措置」）及び特別危機管理（同項第3号。以下「第三号措置」）並びに(ii)その財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等（同法第126条の2第1項第2号。以下「特定第二号措置」）が整備されていることから、現行法令において整備されているこれらの措置と実質破綻認定とを関連付けて整理することが適当と考えられます。

そこで、銀行については、実質破綻認定時を、(i)当該銀行について第二号措置若しくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合又は(ii)当該銀行について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

また、銀行持株会社については、実質破綻認定時を、当該銀行持株会社について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

<優先株式等に係る実質破綻認定時の元本の削減等に係る特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第5項第10号、第18条第4項第15号、第19条第5項第10号

第6条-Q10 銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等について、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要がありますか。（平成24年12月12日追加、平成26年3月6日修正、平成31年3月15日修正）

(A)

銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等であっても、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要があります。

<実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第5項第10号、第18条第4項第15号、第19条第5項第10号

第6条-Q11 実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約のいずれかを契約上任意に選択することが認められない場合はありますか。（平成24年12月

12日追加、平成26年3月6日修正、平成31年3月15日修正)

(A)

銀行の発行する資本調達手段の実質破綻時損失吸収条項に関して普通株式への転換を選択するためには、銀行に第三号措置の認定がされる場合には、かかる普通株式への転換が、当該認定に基づき預金保険機構による全株式の取得がなされるまでに全て完了することが必要です。その全てにつき普通株式への転換を完了することができない場合には、元本の削減を選択する必要があります。

<SPC スキーム>

【関連条項】銀行持株会社告示第6条第3項及び第4項第14号、第7条第3項及び第5項第9号

第6条-Q12 特別目的会社（SPC）等を通じて資本調達手段を発行する場合、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等が即時かつ無制限に利用可能であること等の要件がありますが、銀行持株会社の連結子法人等であるSPCが発行した資本調達手段により調達した資金を、当該銀行持株会社に回金することなく、その子銀行のSPCを通じ又は当該子銀行に直接回金することで当該子銀行自身が最終的に利用するスキーム（いわゆるダブルSPCスキーム等）は、これらの要件に抵触しますか。（平成25年9月20日追加、平成31年3月15日修正）

(A)

本ケースにおける子銀行は銀行持株会社連結グループの一部を形成していますが、銀行持株会社はその連結グループ外から調達した資金は、最終的にその連結子法人等である子銀行によって利用されることが一般的と考えられることから、このような場合には、銀行持株会社に直接資金を回金しなくとも、銀行持株会社が制限無くそのSPCを通じて連結子法人等である子銀行に対する出資等を行うことができる等、銀行持株会社がSPCを通じて発行代り金を即時かつ無制限に継続的に利用することが可能な内容となっているのであれば、当該要件には抵触しないと考えられます。したがって、例えば銀行持株会社がSPCを通じてTier2資本調達手段を発行する場合、銀行持株会社の倒産手続においては、その発行代り金も含めて、銀行持株会社の一般債権者を含む上位債権者に対して必要な弁済が全てなされた後に、銀行持株会社における実質的同順位の債権者及び株主との間で等しく弁済を受ける内容となっていることが必要です。この場合、当該SPCが子銀行に対して発行する資本調達手段について、第6条第3項第3号又は第7条第3項第3号に定める要件の充足性を検討する必要があると考えられますが、当該SPCは同時に複数の連結子法人等である子銀行の資本調達手段を保有することはできないことに留意が必要です。なお、当該要件に抵触しないか否かの判断は個別の案件内容に拠ることから、個別の案件ごとに実態に即した判断を行う必要があります。

<借入れ形式の資本調達手段>

【関連条項】第6条第4項、第7条第5項、第18条第4項、第19条第5項

第6条-Q13 銀行又は銀行持株会社が行う借入れも資本調達手段に該当しますか。(平成31年3月15日追加)

(A)

告示に定める要件を満たす金銭消費貸借であれば、当該金銭消費貸借に係る銀行又は銀行持株会社の借入れはその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当します。この場合、「発行者」とは借入れを行う銀行又は銀行持株会社を、「発行」とは借入れの実行を指します。

<Tier2 資本調達手段に係る清算時又は倒産手続における劣後的内容>

【関連条項】第7条第5項第2号、第19条第5項第2号

第7条-Q2 「他の債務（その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当する債務を除く。）」には、その他外部 TLAC 調達手段やその他内部 TLAC 調達手段に該当する債務は含まれますか。(平成31年3月15日追加)

(A)

発行者が TLAC 規制対象会社である場合においては発行者のその他外部 TLAC 調達手段を含み、発行者が TLAC 規制対象会社の主要子会社（銀行 TLAC 告示第1条第12号、銀行持株会社 TLAC 告示第1条第12号及び最終指定親会社 TLAC 告示第1条第12号に規定する主要子会社をいいます。）である場合においては発行者のその他内部 TLAC 調達手段（銀行 TLAC 告示第7条第3項、銀行持株会社 TLAC 告示第7条第3項及び最終指定親会社 TLAC 告示第7条第3項に規定するその他内部 TLAC 調達手段をいいます。）を含みます。

<TLAC 規制対象銀行による TLAC 保有>

【関連条項】第7条第3項、第8条第7項、第19条第3項、第20条第4項

第7条-Q3 TLAC 規制対象銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段を保有した場合において、マーケット・メイク目的保有 TLAC の額の計算をどのように行うべきでしょうか。(平成31年3月15日追加)

(A)

TLAC 規制対象銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段を保有した場合、自己資本控除に該当しないいわゆる 5%の追加閾値を利用するためには、第7条第3項第2号に規定するマーケット・メイク目的保有 TLAC の要件を満たす必要があります。具体的には、①当該銀行又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること、②保有期間が 30 営業日以内であること、③銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定していることが必要です。

かかる指定については、特定取引勘定において、対象となる債券を内部的にマーケット・

メイク目的保有 TLAC として管理することで足りると考えられますが、マーケット・メイク目的保有 TLAC として管理する債券の銘柄・残高等の算定に係る内部規則を定めたいえ、その残高を継続的に把握できる態勢を整備しておくことが必要と考えられます。

また、かかる指定にあたっては、個々の債券等の単位ではなく、ISIN 等の証券コード（プール）単位で指定することでも差し支えありませんが、その場合、同一単位でのプールは当該 TLAC 規制対象銀行及びその連結子法人等で合算して 1 つのみ認められるものとします（一部の連結子法人等を合算の対象としないことも可能ですが、その場合、当該連結子法人等が保有するその他外部 TLAC 関連調達手段については 5% の追加閾値の利用はできません。）。

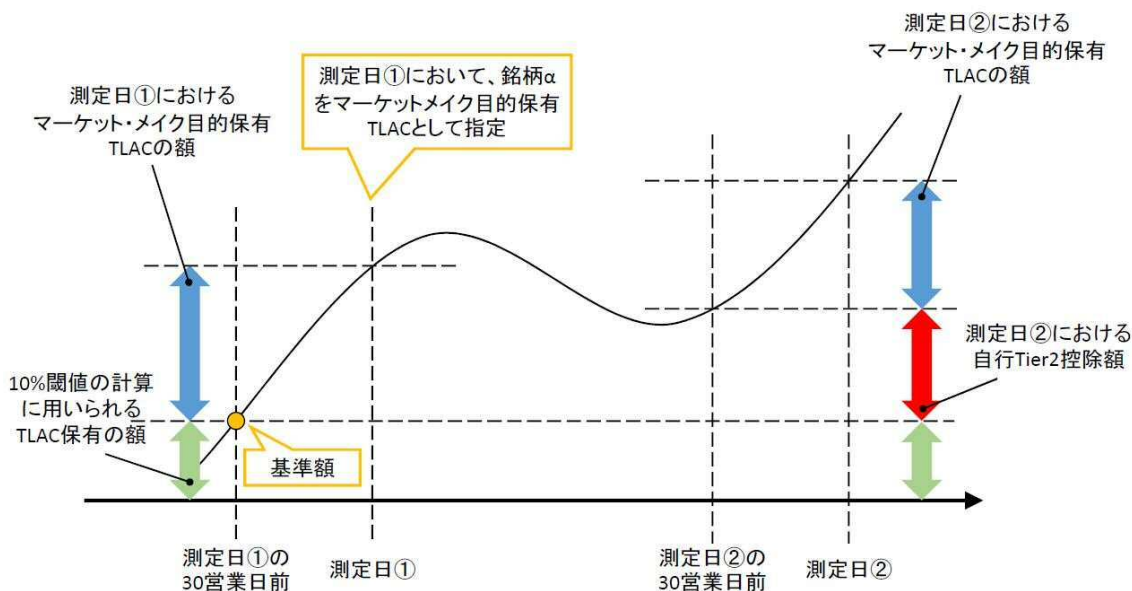
プールを指定した場合の計算方法としては、以下のような例が考えられます。

- ・自己資本比率の計測時点におけるプールの額（グロス・ロングベースの計上額）がその 30 営業日前におけるプールの額（グロス・ロングベースの計上額。以下、「基準額」といいます。）を上回る額をもって、計測時点におけるマーケット・メイク目的保有 TLAC の額とみなします。
- ・いったんマーケット・メイク目的保有 TLAC に使用する対象としてプールを指定した場合、(a) その後の測定日におけるプールの額が当該測定日に係る基準額を上回るときは、当該基準額が当初の基準額を上回る額について、(b) その後の測定日におけるプールの額が当該測定日に係る基準額を下回るときは、当該測定日におけるプールの額が当初の基準額を上回る額について、それぞれマーケット・メイク目的保有 TLAC の要件を失ったものとみなし、同額を自行の Tier2 資本から控除します（プールの額が当初の基準額を下回らない限り、指定は解除されず、かかる扱いが継続するものとします。）。
- ・ただし、プール指定後、その後の測定日までのいずれかの時点でプールの額が当初の基準額を下回った場合、当該プールの指定は解除され、その後の自己資本比率の計測において当該プールを再度マーケット・メイク目的保有 TLAC に使用する対象として指定したときには、当該計測時点の 30 営業日前のプールの額が新たな基準額となるものとします。

上記に基づく具体的な取扱いの例を以下に示します。

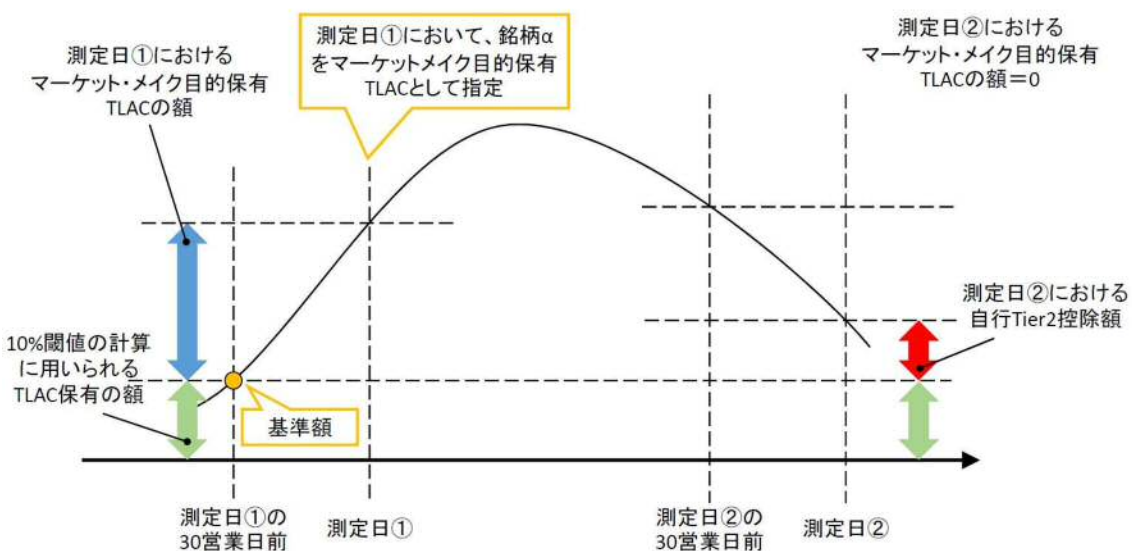
<例 1>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回る場合



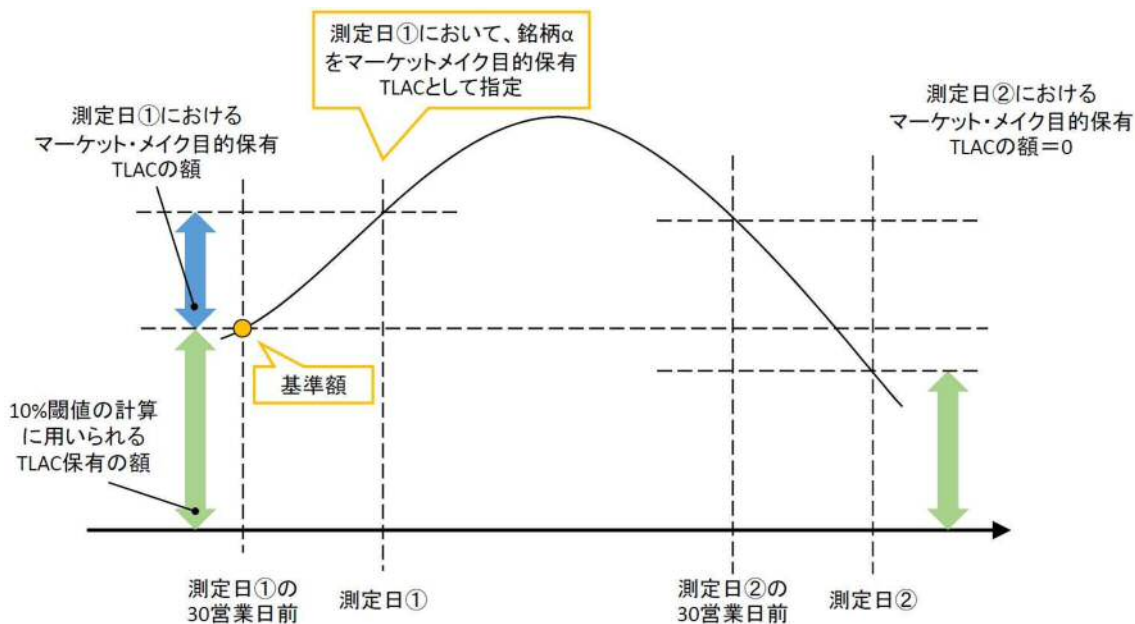
<例 2>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を下回るが、当初の基準額は上回っている場合



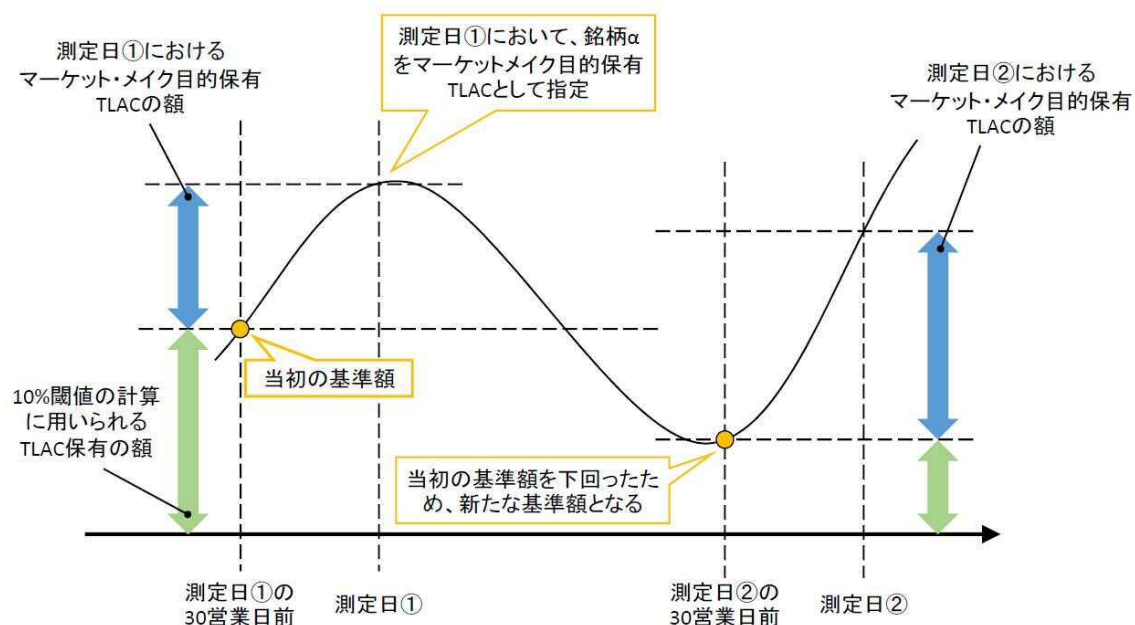
<例 3>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額及び当初の基準額を下回る場合（測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を下回ったことがあり、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回った場合で、測定日②において同一プールをマーケット・メイク目的保有 TLAC のために再度指定しなかったときも同様）



<例 4>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を下回ったことがあり、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回る場合に、測定日②において同一プールをマーケット・メイク目的保有 TLAC のために再度指定したとき



＜自己保有資本調達手段及びその他金融機関等に係る資本等調達手段の間接保有＞

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q5 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、「他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」（いわゆる間接保有）とは、具体的にどのような場合ですか。また、これらの場合における資本等調達手段の保有額は、どのように計算されますか。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本等調達手段の取得及び保有を行う連結範囲外の法人等（例：ファンド又は SPC）に対する投資を行い、これにより当該資本等調達手段の価値変動や信用リスク等を実質的に負担することとなる場合や、これらの資本等調達手段の価値に直接連動する派生商品取引（例：株式オプション）を行っている場合をいいます。

例えば、具体的には以下のような事例が該当しますが、必ずしもこれらの事例に限られるわけではありません。

- ① 他の金融機関等に係る資本等調達手段を保有するファンドに対して出資している場合（日経平均株価や東証株価指数に連動する株式投資信託や ETF を含む。）
- ② 連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本等調達手段を保有させていると認められる場合
- ③ 他の金融機関等に係る資本等調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合
- ④ 第三者による他の金融機関等への出資について保証や CDS のプロテクションを提供している場合
- ⑤ 他の金融機関等に係る資本等調達手段についてコール・オプションを購入している又はプット・オプションを売却している場合
- ⑥ 他の金融機関等に係る資本等調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合
- ⑦ 他の金融機関等に係る資本等調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合

これらの場合における他の金融機関等に係る資本等調達手段の保有額は、これらの資本等調達手段が全額毀損したと仮定した場合に銀行に生じる損失額等を基に算出することとなります。例えば、ファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーを行った上で、他の金融機関等に係る資本等調達手段への投資割合を勘案して算出することと

なります。一方で、派生商品取引であれば、当該取引を通じて実質的に保有していると認められる額を見積もることが必要となります。例えば、個別株オプションであればデルタポジション、スワップであれば想定元本を保有額と見なすこと等が考えられますが、当該取引の特性を踏まえて適切に見積もることが求められます。

なお、自己保有資本調達手段には、会計上、貸借対照表の株主資本の部の控除項目とされる自己株式は含まれません。

<間接保有のルックスルーの方法>

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q6 ファンド等を通じた間接保有について、ルックスルーを行うことが困難である場合、保有額をどのように計算すれば良いでしょうか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

ファンド等を通じた間接保有については、原則としてルックスルーを行った上で自己保有資本調達手段(国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。)又は他の金融機関等に係る資本等調達手段への投資割合を勘案して保有額を算出する必要があります。

また、ファンド等を通じた間接保有につきルックスルーすることができず、そのため保有額を正確に把握できない場合であっても、当該ファンド等の資産の運用に関する基準が明らかな場合には、当該基準に基づき他の金融機関等に係る資本等調達手段に対する出資金額を推計することが可能です。

一方、ルックスルーにより保有額を正確に把握できず、かつ、当該ファンド等の資産の運用に関する基準も明らかでない場合には、当該ファンドが他の金融機関等に係る資本等調達手段に最大でどの程度投資し得るかにつき合理性をもって保守的に見積もった金額を、他の金融機関等に係る資本等調達手段の保有額とすることとなります。

なお、自己保有資本調達手段に係る間接保有について、他の金融機関等に係る資本等調達手段と区別して把握することが困難である場合には、これらを併せて他の金融機関等に係る資本等調達手段の間接保有と見なして取扱うことも許容されます。

<ファンドを通じた TLAC の間接保有①>

【関連条項】第 8 条第 7 項第 4 号、第 20 条第 4 項第 4 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項、第 76 条の 5、第 178 条の 4 の 2 第 2 項、附則第 2 条、附則第 3 条

第 8 条-Q6 の 2 ファンド経由でその他外部 TLAC 関連調達手段を保有(間接保有)している場合において、附則第 2 条(TLAC 規制対象会社の同順位商品に関する 5 年間の経過措置)及び第 3 条(その他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーに関する 10

年間の経過措置)に定める TLAC 保有規制における経過措置の適用対象はどのように計算すればよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

その他外部 TLAC 関連調達手段をファンド経由で保有(間接保有)している場合、TLAC 保有規制における経過措置の適用対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段(以下「経過措置対象 TLAC」)として認められるものは、ルックスルーが可能な範囲に限られます。

その上で、まず、2019 年 3 月 31 日時点においては、当該時点における当該ファンドの裏付となる資産等への経過措置対象 TLAC の組入額に、当該時点における当該ファンドへの出資比率を乗じて得られた額が、規制上の経過措置適用額となります。この場合、第 76 条の 5-Q6 にかかわらず、2019 年 3 月 31 日時点の明細情報に代えて、2019 年 3 月 31 日より前の直近の明細情報を利用することは原則として認められません。

そして、ファンド経由で保有している経過措置対象 TLAC についても、直接保有している場合と同様、ファンドにおいて当該商品を保有し続けていることが確認でき、かつ、当該ファンドに出資し続けている範囲に限り、経過措置の適用対象として認められます。

もっとも、ファンドが経過措置対象 TLAC を保有し続けているか確認するにあたっては、ファンドにおいて約定単位での購入・売却を個別に把握・記録する必要があることから、投資対象が多岐にわたりかつ頻繁に売買が行われるようなファンドにおいては、かかる継続保有の確認が実務的に困難な場合もあると考えられます。

このような場合、簡便的な方法として、2019 年 3 月 31 日以後の各計測基準日(銀行については例えば四半期末。以下同じ。)におけるファンドの経過措置対象 TLAC の保有額を保守的に計算することも認められます。例えば、ある計測基準日における任意の経過措置対象 TLAC の保有額(当該時点における当該ファンドの裏付となる資産等への当該商品の組入額に、当該時点における当該ファンドへの出資比率を乗じて得られた額をいう。以下同じ。)を計算するに当たり、①過去の計測基準日における保有額と比較して最も少ない額を、当該計測基準日における当該商品の経過措置適用額とするとともに、②2019 年 3 月 31 日時点の保有額を基準とし、当該ファンドにおける当該商品の購入売却頻度の状況及び当該ファンドへの出資比率の変動等を踏まえ、時間の経過とともに減少する(この場合、残額が 0 になるまでの期間は最大で 10 年間とする)ような上限額を設定し、①が②を上回る場合には②を当該計測基準日における経過措置適用額とすることが考えられます。また、かかる簡便的な方法を用いる場合には、商品毎の各ファンド経由での保有分につき、2019 年 3 月 31 日以後の各計測基準日における保有額等、必要な情報について適時適切に整理・保存しておく必要があります。

具体的な計算例については別紙 3 のケース 3・4 をご参照ください。

<ファンドを通じた TLAC の間接保有②>

【関連条項】第 8 条第 7 項第 4 号等、第 76 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、第 76 条の 5 第 4

項・第5項

第8条-Q6の3 ファンド経由でその他外部 TLAC 関連調達手段を保有（間接保有）している場合において、当該ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルックスルー方式を適用するとき、第76条の5第4項及び第5項に規定する第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成31年3月15日追加）

(A) （第76条の5-Q5もご参照ください。）

金融機関がファンド向け出資を行っている場合において、当該ファンドの裏付けとなる資産等にその他外部 TLAC 関連調達手段が含まれるとき、投資家たる金融機関においては、（ファンドの裏付けとなる資産等に資本調達手段が含まれる場合と同様に）当該ファンドのその他外部 TLAC 調達手段への投資額に、当該ファンドへの出資割合を乗じて得られた額（以下「ファンド経由 TLAC 保有額」）を把握したうえで、他の保有分と合算して TLAC 保有に係る5%基準額（国際統一基準行においては第8条第7項第1号等に規定する少数出資に係る五パーセント基準額を、国内基準行においては第76条の4の2第2項に規定するその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額をいう。以下同じ。）への該当性を判断し、資本控除額の算出や適用されるリスク・ウェイトを決定する必要があります。

この場合、当該ファンド向け出資についてルックスルー方式を適用し、かつ、第三者が判定したリスク・ウェイトを使用しているときであっても、当該第三者においては、投資家たる金融機関の自己資本の額や、投資家たる金融機関が他に保有するその他外部 TLAC 関連調達手段の額を把握することは困難であるため、TLAC 保有に係る5%基準額への該当性を判定できず、結果としてファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーに最終的に適用されるリスク・ウェイトの判定を第三者が行っているとは言えない場合があることが想定されます。

したがって、投資家たる金融機関が、第三者が一次的に判定したリスク・ウェイトを使用している場合であっても、ファンドの保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段を把握したうえで、TLAC 保有に係る5%基準額への該当性を自ら判断して資本控除額の算出やリスク・ウェイト判定を行っている場合には、当該ファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーの最終的なリスク・ウェイトを金融機関自ら判定していると評価できます（したがって、そのような場合には、当該リスク・ウェイトを「1.2倍」する必要はありません。）。

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本等調達手段に係るショート・ポジションとの相殺①>

【関連条項】第8条第5項及び第11項、第20条第2項及び第8項、第29条第3項及び第8項、第41条第2項及び第7項

第8条-Q7 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、一定のショート・ポジシ

ョンを保有する場合に相殺可能とありますが、具体的にどのような場合に相殺が可能ですか。(平成 24 年 8 月 7 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

具体的には、以下のいずれかに該当する場合に相殺が可能です。

- ① ロング・ポジション（インデックスに含まれる場合など、間接保有による場合も含みます。）と同一の資本等調達手段のショート・ポジション（自己保有資本調達手段のロング・ポジションを有する場合には、カウンター・パーティーリスクを有しないものに限り、③において同じ。）を有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ② インデックスに含まれるロング・ポジションについては、上記①に該当する場合に加えて、同一のインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ③ 上記①及び②にかかわらず、ロング・ポジションと同一の資本等調達手段を原資産に含むインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合であって、以下の要件の全てを満たす場合
 - (イ) ヘッジ対象となるロング・ポジション及びヘッジ手段であるインデックスがいずれもトレーディング勘定で保有されていること
 - (ロ) いずれのポジションも貸借対照表において公正価値で評価されていること
 - (ハ) 監督当局の評価対象となる銀行の内部管理プロセスの下、ヘッジが有効であると認められること

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本等調達手段に係るショート・ポジションとの相殺②>

【関連条項】第 8 条第 5 項及び第 11 項、第 20 条第 2 項及び第 8 項、第 29 条第 3 項及び第 8 項、第 41 条第 2 項及び第 7 項

第 8 条-Q8 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、ショート・ポジションのマチュリティがロング・ポジションのマチュリティと同一であるか否かは、どのように判断されますか。(平成 24 年 8 月 7 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

ショート・ポジションとロング・ポジションのマチュリティが同一でない場合であっても、トレーディング勘定において保有しているポジションについては、例えば、他の金融

機関等に係る資本等調達手段（株式等）のロング・ポジションを保有している銀行が、同時に当該株式のプット・オプションを有している場合や当該株式の先物売り若しくはコール・オプションのショート・ポジションを有している場合等、ヘッジ取引の一環として、特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の権利を有しており、その権利行使により取引相手方（カウンターパーティ）が当該ポジションを購入する契約上の義務を負う場合又は特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の義務を有している場合等については、ロング・ポジションとショート・ポジションのマチュリティが同一であるとみなして構いません。

<他の金融機関等に係る資本調達手段の該当 Tier の判別基準>

【関連条項】 第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項

第 8 条-Q11 他の金融機関等のうち銀行以外の者に係る資本調達手段について、調整項目の額の算出において、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当するかを具体的にどのように判断すれば良いでしょうか。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

他の金融機関等が発行する資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本に該当するものに限ります。）が、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当するかについては、原則として、各 Tier の算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、判断することとなります。

この点、平成 24 年改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）前に国際統一基準行が発行した資本調達手段や、他の金融機関等のうち国際統一基準行以外の者が発行する資本調達手段（普通株式を除く。）は、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 5 項第 10 号等）や、その他 Tier1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 11 号等）を通常満たさないと考えられますが、これらの資本調達手段については、上記要件以外の各 Tier に係る算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、相当する Tier を判断することとなります。

なお、他の金融機関等のうち銀行以外の者が発行する資本調達手段についての上記判断に際しては、当該者に適用あるその健全性を判断するための基準等における取扱いを勘案する必要はなく、保有している資本調達手段の商品性（満期の有無や優先・劣後構造、利払いの裁量性等）に着目し、当該資本調達手段が普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに最も近い商品性を有しているかという観点から判断すれば足りると考えられます。

また、上記に従い判断した結果、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段のいずれにも近い商品性を有さず、どの Tier の要件にも適合しないと認められる資本調達手段については、みなし普通株式として、普通株式と同様に取り扱われることとなります。

<引受けによる例外の起算日>

【関連条項】第 8 条第 12 項第 2 号、第 20 条第 9 項第 2 号、第 29 条第 9 項第 2 号、第 41 条第 8 項第 2 号

第 8 条-Q15 引受けにより取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本等調達手段については、当該資本等調達手段を少数出資金融機関等又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段等の算出対象額から除外することが可能とされていますが、かかる保有期間の起算日はどの時点になりますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

払込日が起算日となります。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】第 28 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号～第 6 号等

第 28 条-Q3 国内基準が適用される場合において、少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算される。コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます(第 28 条第 1 項第 5 号)。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額(「一般貸倒引当金上限額」)までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金融機関等の対象普通株式等の額のうち少数出資に係る 10 パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通株式等の額のうち特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの(「基準額以下部分」)も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及

び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

※ なお、協同組織金融機関の場合には、上記に加えて、連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分に相当するものの信用リスク・アセットの額の計算も同様に該当することとなります。

※ その他外部 TLAC 調達手段を保有している場合、第 28 条-Q3 の 2 も参照してください。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
 - ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
 - ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
 - ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
 - ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
 - ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)
 - ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)
 - ・信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(g)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(h)
- ※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(g)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

- ・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(h) \times 1.25\%)$)
 $\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (i)$
- ・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) \} \times 10\%$)

$$\{(2000+125) - (100+25)\} \times 10\% = 200 \cdots (j)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。((e) - (j))

$$300 - 200 = 100 \cdots (k)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。((e) - (k))

$$300 - 100 = 200 \cdots (l)$$

(エ) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。(((a) + (i)) - {(c) + (d) + (k)}) × 10%

$$\{(2000+125) - (100+25+100)\} \times 10\% = 190 \cdots (m)$$

(オ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。({(f), (g)} - (m))

$$(\text{その他金融機関等の対象普通株式等の額}) 240 - 190 = 50 \cdots (n)$$

$$(\text{繰延税金資産}) 200 - 190 = 10 \cdots (o)$$

(カ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。((f) + (g) - {(n) + (o)})

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \cdots (p)$$

(キ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。(((a) + (i)) - {(c) + (d) + (f) + (g) + (k)}) × 15/85

$$\{(2000+125) - (100+25+240+200+100)\} \times 15/85 = 257.65 \cdots (q)$$

※1 小数点第 3 位を四捨五入している。

※2 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、国内基準に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q1 を参照のこと。

(ク) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((p) - (q))

$$380 - 257.65 = 122.35 \cdots (r)$$

(ケ) その他金融機関等の対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。

$$(\{(f) - (n)\} \div (p))$$

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \cdots (s)$$

(コ) 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。({(g) - (o)} ÷ (p))

$$(200 - 10) \div 380 = 0.5 \cdots (t)$$

(サ) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。((r) × (s), (r) × (t))

$$(\text{その他金融機関等の対象普通株式等}) 122.35 \times 0.5 = 61.18 \cdots (u)$$

$$(\text{繰延税金資産}) 122.35 \times 0.5 = 61.18 \cdots (v)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

(シ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250%のリスク・ウェイトの適用対象となります ((f) - (n) - (u), (g) - (o) - (v))

(その他金融機関等の対象普通株式等) $240 - 50 - 61.18 = 128.82$

(繰延税金資産) $200 - 10 - 61.18 = 128.82$

(これらの信用リスク・アセットの額) $(128.82 + 128.82) \times 250\% = 644.1 \dots (w)$

(ス) (ウ) 又は (シ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに 1.25% を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。 $\{(h) + (1) + (w)\} \times 1.25\%$

$(10000 + 200 + 644.1) \times 1.25\% = 135.55$

※1 少数出資金融機関等の対象普通株式等のリスク・ウェイトは 100% と仮定する。

※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

<その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の一般貸倒引当金の算入可能額の計算>

【関連条項】第 28 条第 1 項第 5 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項、第 178 条の 4 の 2 第 2 項等

第 28 条-Q3 の 2 国内基準が適用される場合において、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5 パーセント基準額（「5 パーセント基準額」）はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除することで計算されること、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます（第 28 条第 1 項第 5 号）。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、その他外部 TLAC 関連調達手段につき、5 パーセント基準額以下の部分に相当するため通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用される部分と、5 パーセント基準額超の部分に相当するため 150% のリスク・ウェイトが適用される部分が含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合の 5 パーセント基準額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、その他外部 TLAC 関連調達手段について、その全部（5 パーセント基準額を超えた場合に 150% のリスク・ウェイトが適用される部分も含む）について通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用されるものと仮定して得られた信用リスク・アセットの額の合計額をいったん計算します。その上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、一般貸倒引当金上限額とします。

そして、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に算入したうえで、5パーセント基準額を計算し、5パーセント基準額以下の額と5パーセント基準額超の額を求めた上、それぞれについて所定のリスク・ウェイトを適用し、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を確定します。

さらに、コア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の計算に当たって第 28 条-Q3 に従った計算を行う場合には、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額の合計額を算出した上、算入可能な一般貸倒引当金の額の計算を行ってください。それ以外の場合においては、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額に基づく一般貸倒引当金上限額の再計算は必要ありません。

< 基礎的内部格付手法採用行が TLAC を保有している場合の取扱い >

【関連条項】 第 156 条第 1 項～第 4 項、第 170 条第 2 項・第 3 項

第 156 条-Q1 基礎的内部格付手法採用行が保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段は「劣後債権」として LGD75%を適用する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

「劣後債権」か否かは、一義的には保有している商品の形式に従って判断すべきと考えられます。したがって、基礎的内部格付手法採用行においては、その他外部 TLAC 関連調達手段を保有する場合の LGD は以下の通りとなります。

①発行体が構造劣後を採用している場合の TLAC 適格シニア債及びその同順位債

LGD45%

②発行体が契約劣後又は法定劣後を採用している場合の TLAC 債及びその同順位債

劣後債権か否かは契約条項及び当該国の法令に照らして各金融機関にて判断

③特例外部 TLAC 調達手段

LGD45%

国内基準行が TLAC 債等を保有した場合の取扱い（2019/3/31 現在）

★：2019/3/31 から 10 年間の経過措置
 ◆：当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	合算後保有額	2019/3/31～2021/3/30	2021/3/31～
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		基準額超		
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW ◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		基準額超		
野村 HD	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		基準額超		
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW ◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		基準額超		
海外 G-SIBs の破綻処理 対象法人	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		基準額超		
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW RW 150%
		基準額超		

- ※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」（第 76 条の 4 の 2 第 1 項及び第 178 条の 4 の 2 第 1 項に定める範囲に限る。）を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。また、償還期限の定めがある「TLAC 債」について償還期限までの期間が 1 年に満たなくなったものは、同順位債ではなく TLAC 債としての経過措置が適用される。
- ※ 表中、「基準額」とあるのは、第 76 条の 4 の 2 第 2 項に定める「その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額」を指す。
- ※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとしての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイト、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを指す。
- ※ 表中、「RW 150%」とあるのは、標準的手法採用行・内部格付手法採用行の別を問わず適用される。
- ※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。
- ※ 2017 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会より公表されたバーゼルⅢ最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

別紙 2

国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行を除く）が TLAC 債等を保有した場合の取扱い（2019/3/31 現在）

◆：当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	規制資本等との合算後保有額	2019/3/31～2021/3/30	2021/3/31～
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下	金融機関向けエクスポージャーとしての RW	
		基準額超	TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除	
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	金融機関向けエクスポージャーとしての RW	
		基準額超	◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除	
野村 HD	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
海外 G-SIBs の破綻処理 対象法人	TLAC 債	基準額以下	金融機関向けエクスポージャーとしての RW	
		基準額超	TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除	
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	金融機関向けエクスポージャーとしての RW	
		基準額超	TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除	

- ※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」（第 7 条第 2 項第 5 号等に定める範囲に限る。）を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。
- ※ 表中、「規制資本等との合算後保有額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」を指す。
- ※ 表中、「基準額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る十パーセント基準額」を指す。
- ※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとしての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイト、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを指す。
- ※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。
- ※ 2017 年 12 月にパーゼル銀行監督委員会より公表されたパーゼルⅢ最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

別紙3 その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の計算例

ケース1 (国際統一基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行 (TLAC 規制対象銀行ではない)
- ・少数出資に係る五パーセント基準額 (「5%基準額」) : 180…(a)
- ・少数出資に係る十パーセント基準額 (「10%基準額」) : 360…(b)
- ・保有商品は以下の通り。
 - ①普通株式に相当するもの : 20…(c)
 - ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの : 60…(d)
 - ③Tier2 資本調達手段に相当するもの : 150…(e)
 - ④その他外部 TLAC 関連調達手段 : 下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1 条 85 号)	20%	100…(f)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1 条 86 号)	20%	50…(g) ※全て経過措置対象
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1 条 88 号)	20%	100…(h) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合 : 30%…(ratioh)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの (1 条 86 号)	20%	170…(i)
海外金融機関 γ	E	同上	50%	60…(j)
海外金融機関 δ	F	同上	100%	30…(k)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1 条 86 号)	100%	10…(l)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

<計算例>

(ア) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((f) + (h) \times (\text{ratio}h) + (i) + (j) + (k) + (l))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 400 \quad \dots (m)$$

- ・5%基準額 ((a))

$$180$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5%基準額

《その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が5%基準額を超えている場合は(イ)に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段についてはそのまま RWA 計算を行い、対象資本調達手段については別途資本控除の有無を計算することになります。》

(イ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が5%基準額を超過する額(「基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額」と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額(「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」)が10%基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 $((m) - (a))$

$$400 - 180 = 220 \quad \dots (n)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 $((c) + (d) + (e))$

$$20 + 60 + 150 = 230 \quad \dots (o)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 $((n) + (o))$

$$220 + 230 = 450 \quad \dots (p)$$

- ・10%基準額 ((b))

$$360$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10%基準額

《少数出資に係る対象資本等調達手段合計額が10%基準額を超えている場合は(ウ)に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段及び対象資本調達手段についてはそのまま RWA 計算を行うこととなります。》

(ウ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から10%基準額を控除した額 $((p) - (b))$

$$450 - 360 = 90 \quad \dots (q)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (c) \div (p))$

$$90 \times 20 \div 450 = \underline{4}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (d) \div (p))$

$$90 \times 60 \div 450 = \underline{12}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 $((q) \times (e) \div (p))$

$$90 \times 150 \div 450 = 30$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 $((q) \times (n) \div (p))$

$$90 \times 220 \div 450 = 44 \quad \dots (r)$$

$$\Rightarrow \text{Tier2 資本の控除額} = 30 + 44 = \underline{74}$$

(エ) 適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 $((m) - (r))$

$$400 - 44 = 356 \quad \dots (s)$$

- ・20%の RW が適用される部分

- ・うち、規制対象の分 $((s) \times ((f) + (h) \times (\text{ratio}h) + (i)) \div (m))$

$$356 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 267$$

- ・うち、規制対象外の分 $((g) + (h) \times (1 - (\text{ratio}h)))$

$$50 + 100 \times (1 - 30\%) = 120$$

$$\Rightarrow 267 + 120 = \underline{387}$$

- ・50%の RW が適用される部分 $((s) \times (j) \div (m))$

$$356 \times 60 \div 400 = \underline{53.4}$$

- ・100%の RW が適用される部分 $((s) \times ((k) + (l)) \div (m))$

$$356 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{35.6}$$

ケース 2 - 1 (国内基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額 (「5%基準額」): 180... (a)
- ・保有するその他外部 TLAC 関連調達手段: 下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1条 85 号)	20%	経過措置対象: 100... (b) 経過措置対象外: 200... (c)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86 号)	20%	経過措置対象: 50... (d)
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1条 88 号)	20%	経過措置対象: 40... (e) 経過措置対象外: 100... (f) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合: 30%... (ratiof)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの (1条 86 号)	20%	経過措置対象: 100... (g) 経過措置対象外: 170... (h)
海外金融	E	同上	50%	60... (i)

機関 γ				
海外金融 機関 δ	F	同上	100%	30…(j)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86号)	100%	10…(k)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

* 銘柄 E・F・G は全て経過措置対象外。

<計算例>

(ア) 閾値超過分として RW150%が適用される額

- 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((c) + (f) \times (ratio_f) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$200 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 500 \quad \dots (1)$$

- 150%の RW が適用される部分 $((1) - (a))$

$$500 - 180 = \underline{320} \quad \dots (m)$$

(イ) (ア) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- 20%の RW が適用される部分

- うち、規制対象の分 $((a) \times ((c) + (f) \times (ratio_f) + (h)) \div (1))$

$$180 \times (200 + 100 \times 30\% + 170) \div 500 = 144$$

- うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (ratio_f)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = 360$$

$$\Rightarrow 144 + 360 = \underline{504}$$

- 50%の RW が適用される部分 $((a) \times (i) \div (1))$

$$180 \times 60 \div 500 = \underline{21.6}$$

- 100%の RW が適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1))$

$$180 \times (30 + 10) \div 500 = \underline{14.4}$$

ケース 2 - 2 (国内基準行、直接保有)

<前提条件>

- ケース 2 - 1 の後、銘柄 A を 100 売却した。

<計算例>

経過措置対象分は、いわゆる 5% 閾値の計算の埒外となるため、同一銘柄について (1) 2019/3/31 前までに保有している分と (2) 2019/3/31 以降の保有開始分がある場合に当該

銘柄の一部を売却した場合、(2)から先に控除することとなります。

したがって、保有するその他外部 TLAC 関連調達手段は下表の通りとなります。

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1 条 85 号)	20%	経過措置対象：100…(b) 経過措置対象外：100…(c')
(銘柄 B 以下はケース 2-1 と同じ)				

<計算例>

(ア) 閾値超過分として RW150%が適用される額

- 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((c') + (f) \times (ratiof) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 400 \quad \dots (1')$$

- 150%の RW が適用される部分 $((1') - (a))$

$$400 - 180 = \underline{220}$$

(イ) (ア) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- 20%の RW が適用される部分

- うち、規制対象の分 $((a) \times ((c') + (f) \times (ratiof) + (h)) \div (1'))$

$$180 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 135$$

- うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (ratiof)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = 360$$

$$\Rightarrow 135 + 360 = \underline{495}$$

- 50%の RW が適用される部分 $((a) \times (i) \div (1'))$

$$180 \times 60 \div 400 = \underline{27}$$

- 100%の RW が適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1'))$

$$180 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{18}$$

ケース3（国際統一基準行、間接保有）

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行ではない）
 - ・少数出資に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
 - ・少数出資に係る十パーセント基準額（「10%基準額」）：800…(b)
 - ・保有商品は以下の通り。
- ①普通株式に相当するもの：100…(c)
- ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの：200…(d)
- ③Tier2 資本調達手段に相当するもの：300…(e)
- ④その他外部 TLAC 関連調達手段：下表の通り、ファンド X・Y 経由で、ケース 1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D (RW20%)	銘柄 E (RW50%)
X	ルックスルー	計測基準日	3%	10000	5000
Y	ルックスルー	計測基準日	10%	1000	400

* 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 110 直接保有。

<計算例>

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $10000 \times 3\% = 300$
 ファンド Y 経由での保有分： $1000 \times 10\% = 100$
 直接保有分：100
 (合計：500) …(f)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $5000 \times 3\% = 150$
 ファンド Y 経由での保有分： $400 \times 10\% = 40$
 直接保有分：110
 (合計：300) …(g)

(イ) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 ((f) + (g))

$$500 + 300 = 800 \quad \dots (h)$$

- ・5%基準額 ((a))

$$400$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5%基準額

(ウ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超過する額（「基準超過その

他外部 TLAC 関連調達手段の額]と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額(「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」)が10%基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 ((h) - (a))

$$800 - 400 = 400 \quad \dots (i)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 ((c) + (d) + (e))

$$100 + 200 + 300 = 600 \quad \dots (j)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 ((i) + (j))

$$400 + 600 = 1000 \quad \dots (k)$$

- ・10%基準額 ((b))

$$800$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10%基準額

(エ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から10%基準額を控除した額 ((k) - (b))

$$1000 - 800 = 200 \quad \dots (l)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (c) ÷ (k))

$$200 \times 100 \div 1000 = \underline{20}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (d) ÷ (k))

$$200 \times 200 \div 1000 = \underline{40}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 ((l) × (e) ÷ (k))

$$200 \times 300 \div 1000 = 60$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 ((l) × (i) ÷ (k))

$$200 \times 400 \div 1000 = 80 \quad \dots (m)$$

⇒Tier2 控除額 = 60 + 80 = 140

(オ) 適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 ((h) - (m))

$$800 - 80 = 720 \quad \dots (n)$$

- ・20%の RW が適用される部分 ((n) × (f) ÷ (h))

$$720 \times 500 \div 800 = \underline{450}$$

- ・50%の RW が適用される部分 ((r) × (g) ÷ (h))

$$720 \times 300 \div 800 = \underline{270}$$

ケース4 (国内基準行、間接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
- ・ファンド X・Y 経由で、ケース 2-1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D (RW20%)	銘柄 E (RW50%)
X	ルックスルー	2019/3/31	4%	9000	2500
		2019/6/30	6%	7000	1000
		…	…	…	…
		計測基準日	6%	10000	5000
Y	ルックスルー	2019/3/31	5%	800	100
		2019/6/30	0	300	0
		…	…	…	…
		計測基準日	10%	1000	400

* 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 20 直接保有（いずれも 2019/3/31 以降に保有開始）。

* 経過措置適用額の計測は簡便的な方法を使用。計測基準日における経過措置算入額の上限額は、2019/3/31 時点を基準として、X 経由の銘柄 D・X 経由の銘柄 E・Y 経由の銘柄 D・Y 経由の銘柄 E のいずれについても 60% に設定。

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $10000 \times 6\% = 600$
 ファンド Y 経由での保有分： $1000 \times 10\% = 100$
 直接保有分 : 100
 (合計 : 800) …(b)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $5000 \times 6\% = 300$
 ファンド Y 経由での保有分： $400 \times 10\% = 40$
 直接保有分 : 20
 (合計 : 360) …(c)

(イ) 経過措置適用額

簡便的な方法を用いる場合の例として、商品毎の各ファンド経由での保有分につき、それぞれ 2019/3/31 における経過措置適用分及び過去の計測基準日（各四半期末）における保有額と比較し、最も少ない額を当該計測基準日における経過措置適用額としています（以下では 2019/3/31 時点及び 2019/6/30 時点の保有額とのみ比較していますが、実際は過去の全ての計測基準日時点の保有額と比較する必要があります。）。

- ・ 2019/3/31 における保有額

300

$$\Rightarrow 250 + 300 = \underline{\underline{550}}$$

・ 50%のRWが適用される部分

・ うち、規制対象の分 $((a) \times (g) \div (h))$

$$400 \times 300 \div 800 = 150$$

・ うち、規制対象外の分 $((e))$

60

$$\Rightarrow 150 + 60 = \underline{\underline{210}}$$